

日弁連総第128号
2011年3月3日

警察庁長官 安藤隆春 殿

日本弁護士連合会
会長 宇都宮 健 児

未公開株及び社債被害に関する申入書

第1 申入れの趣旨

各都道府県警察に対し、未公開株及び社債被害の取締り強化を指示するよう申し入れる。

第2 申入れの理由

1 未公開株及び社債被害の急増

近時、未公開株及び社債をめぐる被害は急増している。

国民生活センターによれば、未公開株に関する相談件数（PIONEERに寄せられた相談件数）は、2008年度に3,071件であったものが、2009年度は6,114件、2010年度は2011年1月11日までに5,497件（前年同期3,390件）に及んでいる。

また、社債被害（実態の不明な発行会社が、金融機関を介在せずに、「元本保証」などと言って違法な勧誘を行い社債を購入させるもの）についても、2009年10月末日時点での相談件数は279件と前年同時期に比べて約6倍（2008年10月末日時点での相談件数は48件）に増加している（国民生活センター「見知らぬ業者からの『怪しい社債』の勧誘に耳を貸さないで！」2009年11月18日）。

2 被害に対する取組について

この間、警察庁、消費者庁、金融庁等の関係機関において、国民への注意喚起等被害対策が強化されてきてはいる。

例えば、消費者庁「新たな手口による詐欺的商法への対応策について（「新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム」の中間とりまとめ）」（2010年3月19日）、金融庁「未公開株取引等の問題に対する対応状況について」（同年4月28日改訂）などが挙げられる。

また、未公開株商法を「公序良俗に反する違法な取引」（東京地判平成19年12月13日）、「詐欺的商法」（東京地判平成19年11月30日）などとして、販売会社や発行会社、その役員らの損害賠償責任を肯定する多数の民事裁判例も蓄積されてきている。

3 警察による取締りが不可欠であること

- (1) しかし、上記のような対策や、多数の民事裁判例の存在にも関わらず、未公開株及び社債被害が増え続けていることからすると、一層の強い被害対策が必要であり、それは警察による取締りを強化する以外にない。

金融商品取引法においては、無登録で金融商品取引業を行った者に対して3年以下の懲役を含む罰則を設けているのであるから（同法第29条、第198条第1号）、違反する者に対しては徹底的に摘発をすべきであるし、詐欺集団による組織的な犯罪に対しては、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の詐欺罪（同法第3条第1項第9号）での摘発を強化すべきである。

- (2) 近時、未公開株や社債の勧誘方法はますます巧妙化し（国民生活センター「未公開株のトラブルが再び増加－「劇場型」「被害回復型」など新たな手口が次々登場－」2009年9月15日）、被害者の多くが高齢者であることを考えると、国民への注意喚起による被害対策には限界がある。

また、加害者の所在特定の困難化や資産の巧妙な隠匿により、民事訴訟による被害回復（加害者への責任追及）も十分になされない状況に置かれている。

すなわち、未公開株や社債の販売会社の法人登記簿上の役員は、いわゆる名義貸しによって登記されているだけの者であることがほとんどで、実質的な経営者名は表に出てこない。

また、近時は、登記簿上の所在地はレンタルオフィスで、電話も電話代行会社につながる場合が数多く存するが、レンタルオフィス会社や電話代行会社は契約時に契約者の身元確認を厳しく行っていないことから、加害者の特定が極めて困難となっているのである。

そのような状況で有効な被害対策は、警察による取締りしかなく、万一これを警察が積極的に行わないとするならば、加害者らにとってまさに「やり得」を認めることになるのであり、一向に被害が減少しない事態となるのは明白である。

- (3) さらに、未公開株や社債による被害は、詐欺集団による組織的な犯罪というべきものであり、その被害も甚大である。

この点、新聞報道（２００９年６月１０日付け朝日新聞、同年６月１０日付け神戸新聞、同年６月１１日付け四国新聞）によれば、市場調査会社「イー・マーケティング」の未公開株をめぐる詐欺事件で、逮捕された６人（イー・マーケティング社の役員のみならず、他社の役員、従業員を含む。）は販売方法の発案、勧誘役集めや実際の勧誘役などに役割を分担していたことが分かっており、中には暴力団との仲介役もいて、指定暴力団山口組の関東地方の組幹部にコンサルタント料として毎月２０万～３０万円を送金し暴力団の資金源となっていたことも判明しており、被害総額は１５０億円にも上るとされている。

また、国民生活センター（２０１０年３月１７日）、消費庁（同年１０月２９日）が相次いで社名を公表して注意喚起したワールド・リソースコミュニケーションズ株式会社が発行する社債については、「元本保証」などと虚偽の説明をされて購入した被害者が高齢者を中心に多数に上り、同年９月末時点で国民生活センターが把握しているだけでも社債購入額は３７億円にも上っている。

- (4) このような重大な犯罪を放置することは断じて許されるべきではなく、未公開株及び社債被害の撲滅のため、警察による取締りの強化を強く求めるものである。

以 上